

平成21年1月5日

各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
会社名 ファースト住建株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 中島 雄司
(コード番号: 8917)
問い合わせ先 取締役管理部長 伊木 雅則
電話番号 06-4868-5388

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年1月5日開催の取締役会において、平成21年1月27日開催予定の当社第10回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行され、株券電子化に一斉移行されたことに伴い、現行定款を以下のとおり変更するものであります。
 - ①株式等に係る株券はすべて廃止されたことから、現行定款第7条（株券の発行）につきまして削除を行うとともに、現行定款第8条および9条ならびに第10条につきまして不要となる用語の削除等を行うものであります。
 - ②会社法第221条の規定により決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで株券喪失登録簿を作成し備え置く必要があることから附則を新設するものであります。
- (2) その他、条数の繰り上げおよび字句等の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p><u>第7条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条～第47条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条～第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年1月27日 (火曜日)

定款変更の効力発生日

平成21年1月27日 (火曜日)

以 上